

報告1 ピューリタニズムに見る寛容論の内発的 変遷と現代イスラーム神学への問いかけ

森本 あんり（国際基督教大学）

最初に、今回のシンポジウム発題でわたしが取
り上げるテーマについて限定をしておきたい。掲
げられた題からすると、ピューリタニズムの歴史
に見る寛容論の変遷から、現代イスラーム神学へ
の問いかけを試みる、ということになっている
が、後半部分については、すでに2016年の本学会
誌『ピューリタニズム研究』10号に掲載した学会
創立10周年特別記念講演で述べた通りなので、今
回はごく簡潔に済ませたい¹⁾。ただし、これを理
解するには、ピューリタニズムが継承している中
世的な寛容の理念を理解する必要があるので、ま
ずこれを既刊『アメリカ的理念の身体』の第1章
に依拠しつつ説明する²⁾。

その上で、昔話だけで退屈させてしまうとけ
ないので、今回は学会ホスト校としての責任感か
ら、ご出席の方々に少し楽しんでいただけるよ
う、最近のわたしの旅行体験などを含めつつ、現
代イスラーム思想との対話の糸口を見つけたいと
願っている。

1. 中世的な寛容論

一般に「寛容」の概念は、宗教間の争いが頻発
した近代以降の産物と見なされている³⁾。つまり、
寛容は社会の宗教的な統制が緩んで宗教的価値が
多元化し、宗教戦争に明け暮れた後の反省とし
て、あるいはルネサンス精神の十全な開花として
の啓蒙主義が進んだ段階で、ようやくヨーロッパ
世界に幕を開けた、という理解である。

しかし、すでに中世後期のスコラ神学では異教
や異端をどのように扱うべきかという実際的問題
から精緻な寛容論が構築されていた。寛容の概念
自体は、古くヨーロッパ中世すなわちキリスト教

の強固な社会的支配が見られたところで発達し、
すでに定着した概念であった。寛容 (tolerantia)
という言葉を宗教的な意味に用いたのは、12-14
世紀の教会法学者たちである⁴⁾。ただ、そこで論
じられているのは現代的な理解とは大きく異な
り、「悪しき行為が罰せられずに済む状況」のこ
とであった。教会は悪を罰しなければならない
が、「平和や秩序を乱すことなしに矯正すること
のできないような悪」については寛容に扱わな
ければならない。それは、「平和と秩序」を守るた
めである。つまり、悪を厳格に処罰すると平和や
秩序が乱れるから、寛容が求められるのである。
ここには、「人間は悪しき意図から完全に自由に
なることはできない」という現実主義に立つ醒め
たキリスト教的人間観が伏在している。13世紀の
神学者トマス・アクィナスによれば、すべての市
民が完全であることは期待できないので、小悪を
罰せず寛容にすることは、国家にとっても有益な
のである⁵⁾。

ここからして中世的な寛容概念の特徴が明らか
になる。第一にそれは、寛容の対象が悪であるこ
とを否定しない。寛容とは、本来ならば処罰され
るべき悪である、という否定的な価値判断を前提
とした上で、これを「是認はしないが許容する」
(Ecclesia non approbat, sed permittit) という態
度を取ることである。第二に、寛容は「より大き
な悪を防ぐ」ための便法、すなわち「比較による
容認」(permissio comparativa) である。

具体的に寛容の対象となったのは、主としてユ
ダヤ教であった。中世のキリスト教が「ユダヤ人
は寛容に扱われるべきである」と言う場合、それ
は「ユダヤ教は本来ならば退けるべき悪ないし誤
謬である」という意味である。逆に、「ユダヤ人

を寛容に扱わない」ということは、彼らの存在を認めずにキリスト教への回心を強制することであるが、そうすると自由意志によるべき信仰を強要するという「より大きな悪」(maius malum)を生むことになる。だからそれを防ぐために寛容が求められるのである。ユダヤ人の存在を是認したりその信仰を尊重したりするがゆえの寛容ではなく、単により大きな悪を避ける、という比較の問題である。これが「寛容」という概念の中世的な意味であった。

さらに、こうも言われている。教会は、単にユダヤ人を罰しないだけではなく、他の人々がユダヤ人の宗教を邪魔するようなことがあれば、これを防いで、ユダヤ人の宗教を守らねばならない。少なくとも教会法では、彼らの礼拝の権利は守られなければならない、彼らに回心を強制したりその子どもに洗礼を授けたりしてはならず、彼らを追放したり攻撃したりしてはならない、と厳命されている⁶⁾。ムスリムも原則的には同様の扱いである。これらの人々は、平和裡に暮らしている限り、キリスト教社会から追放されたり攻撃されたりしてはならない。なぜなら、追放や攻撃は「より大きな悪」だからである。ここでも、彼らの存在を是認しているわけではない、という点には注意が必要である。相手を否定的に評価しつつも、その存在を容認することが、キリスト教徒の守るべき宗教上の義務規定なのである。ここに寛容という言葉の中世的な本義がある。

トマスの考えでは、ユダヤ人は「敵」である。ユダヤ人を好きになる必要はない。「愛せよ」という命令ではなく、「憎むな」という命令であり、その「憎しみを外面的な行為に結果させるな」という命令である。もちろん、こうした議論が交わされていたからといって、それを論じた人々が実際にも寛容であったことを証明するわけではない。しかし、教皇も教会法学者も「他者」としての彼らへの寛容を説いており、それが多少とも抑圧や迫害に対する抑止力として機能したことは考えられよう。

中世的な寛容のいま一つの対象は、売春であった。売春はそれ自身で善として是認されていたわ

けではないが、アウグスティヌス以来の性倫理によれば、これを禁止すれば姦通や強姦や婚外性交渉といった「より大きな悪」が蔓延することになる。このような悪を防ぐことを目的に、実践知の比較考量の結果、売春は「より小さな悪」であるままに許容されたのである。そのため、都市では教会のお墨付きで売春宿が運営されており、売春宿はフランス語で文字通り「寛容の家」(maison de tolérance)と呼ばれていた。寛容の概念は、やがてスコラ学により教会だけでなく国家が取るべき態度へと拡大解釈されてゆくが、寛容の対象が悪であるという認識はそのまま受け継がれていった。

なお、これも誤解されることの多い点だが、中世キリスト教においては「異教徒」と「異端者」への処遇はまったく異なっている。信仰が自由意志に属する以上、キリスト教信仰を受容したことのない者は、その不信仰も尊重されるため、異教徒は寛容に遇されねばならない。これに対して、異端者はすでにひとたび信仰を受容し告白した者であるから、自分たちの約束を守るよう「肉体的にすら」強制しなければならない、というのがその論理である。彼らは、訓戒と警告を与えた後にもなお誤謬に固執する場合には、「他の人々の救い」への配慮から、「破門」だけでなく「処刑」によって排除されねばならない。中世キリスト教コルプスの内部に生きていた人々にとり、これは他の人々の救いを危険に晒さないために必要なことであった。ここでも、寛容はより大きな悪を防ぐためのより小さな悪の選択であって、それ自身が善であったり徳であったりするわけではない。

以上のように、中世的理解における寛容は比較考量の問題であり、「原理」ではなく「実利」(utilitas)の問題である。そして、そうであるからこそ逆に、異端者が増えてしまい、大量に処刑しなければならないような事態になった場合には、同じ論理が逆の帰結を生むことになる。宗教改革後の時代になると、カトリック・プロテスタント間の異端争いは、市民の間に大量虐殺という「より大きな悪」をもたらすようになる。するとそれを防ぐために、異端者も寛容に扱われねばな

らない、という帰結になるのである。

かくして教会は、みずからの外部に存在する異教徒に対しては寛容であり、教会の内部から生まれる異端者に対しては不寛容ということになる。異教徒は「外からの敵」であるために内部での存在を許されたのに対し、異端者は「内からの敵」であるから外へと追放された。このパラドックスも、寛容の本義に即した結果である。寛容とは、外部に存在する異質者を内部へと包み込むための方策だからである。もちろん、内部といっても価値序列の中核にまで迎え入れるわけではなく、あくまでも周縁部での存在を二義的に容認するにすぎない。つまり寛容は、異質な他者を周縁化することによって単一な社会秩序のグラデーションの内部に取り込む一つの作法である。これは、イスラームに見られる庇護民の扱いとまったく同様である。

2. ピューリタニズム寛容論の変遷

ピューリタニズムは、以上のような中世的な寛容理解を基本的に継承した。その経路についても、前掲の拙著をご参照いただく他ないが、彼らにとって、寛容という理念は好ましいものではなく、その対象は悪しきものであった。不寛容であることの方が本来的には正しいのである。

だが、このような価値づけは、ピューリタニズムの内部に存在する論理によって、少しずつであるが逆転してゆく。この変化をもたらした原因については、英本国との関係、とりわけその寛容政策の変化、また植民地社会自体の成熟と世代交代などが挙げられるが、詳細は別の機会に譲らなければならない。一つだけ紹介しておく、例えばインクリース・マザーは、1681年には次のように書いている。

「寛容は、あるところではもはや合法的であるばかりか必要な義務でさえあるが、別のところでは破壊的であり、それを期待するのは不合理である……。大きな船をバラストするのに必要なものは、小さな船を沈没させてしまう。」⁷⁾

つまり、マザー自身は寛容が社会の靱帯を弱めて混乱をもたらすことを怖れており、ニューイングランドで適用するのは時期尚早だと思っているが、一般論として寛容の要求は拒みがたく、他の国や地域では「合法的であるばかりか必要な義務」になりつつある、ということを認識している。寛容はここで、かつてのような悪の容認としてのやむを得ない行為ではなく、一つの追求されるべき善として認知されはじめている。

その背景には、「良心の自由」(ないし不自由)という彼ら自身の宗教的自己理解の発展があったことがうかがわれる。ピューリタン社会がその閉鎖性を脱却してゆくことができたのは、近代啓蒙主義が求めたような無関心や不干渉という世俗社会の要請からではなく、自分たち自身の信仰の持つ不可侵性を他者へと投影する、という宗教的な動機のゆえであった。「自分にとって自分の信仰かくも枢要で人格の核心にあるものであるなら、おそらく他人にとってもそうであるに違いない。だから回心を強要したり信仰のゆえに迫害したりすることは、正しくない」というのがその論理の筋道である。寛容の原理は、このような確信に裏付けられてこそ、強固で有効な原理となる。怜悯の計算による寛容は、フランスの寛容令の発布や撤回の歴史が示すように、計算の結果次第でいつでも逆転する可能性をもっているが、宗教的な確信に基礎づけられた寛容は不可逆的である。

講演要旨にも記したことだが、初期のピューリタニズムにおいては、たとえば神聖冒瀆や偶像礼拝には極刑が定められていたが、これらも同様の経路を辿って次第に廃止されていった。今回のシンポジウムにおけるわたしの問いかけは、この点に関するものであった。すなわち、イスラーム思想史ではこのような転換は起こったのか。起きる可能性や現実性はあるのか。神聖冒瀆や偶像礼拝や背信行為には、今でも極刑が定められている。その運用や適用の実態については、大きな幅があることだろう。それでも、問われなければならないのは、事実の問題よりも権利の問題であり、その背後にある寛容という理念そのものの価値づけである。

3. イスラーム史における理念と現実

時間の制約上、今回はクルアーンやハディースに記された他宗教理解には触れない。また、歴史上イスラーム体制の寛容を示すものとしてしばしば言及される「ズィンミー規程」についても詳述しない。

塩尻和子氏によると、この規程は、「啓典の民」であるキリスト教徒やユダヤ教徒を一定の制約のもとにイスラーム社会へと包摂する制度である。彼らは、自分たちの礼拜所を新たに建設したり修理したりすること、公に宗教的儀礼を行うこと、武器を携帯すること、馬などの高級な移動手段を用いることなどを禁じられ、それぞれの宗旨がわかるような独自の服装をすることが求められた。ただし、規定上の厳格さと実践上の寛容とはしばしば共存が可能である。事実、イスラーム社会にも各地で多くのシナゴークが建設され、ユダヤ教徒の居住区域は拡大することができた。つまり彼らは、イスラームの優越性を認める限り保護された。ユダヤ教徒は、キリスト教世界のユダヤ教徒に較べればはるかに安全な暮らしを送っていた、とも指摘されている⁸⁾。

逆に言うと、それぞれの時代や地域の政権の性格により、その実態は大きく様変わりする、ということである。11世紀のイベリア半島では、啓典の民といえども武力による改宗を迫られ、拒めば追放されたし、彼らの支払うジズヤ（人頭税）はイスラーム国家の財政をうるおしたため、イスラームの征服事業が成功した地域では、司令官たちが改宗の奨励を一時的に停止した、という逸話も紹介されている。ムスリムたち自身も、9世紀以降は特定の国家に支配される存在となり、税金の支払いを除けば実質的にズィンミーと同様の立場に置かれたので、これを宗旨による差別と言うことはできない、というのが塩尻氏の見解である。

したがって、こうした歴史的な寛容の実態を部分的に取り上げて、イスラームやキリスト教という宗教が歴史的総体として寛容かどうかを論ずることには、あまり意味はない。先週はスリランカ

へ出張する機会があったが、このことに関しては仏教もまったく同じである。仏教も、時と場合により非常に戦闘的・暴力的・不寛容になり得る。無宗教であってもこのことは同様である。

本発表の関心は、実態ではなく理念にある。実態は、それぞれの社会の条件により寛容にも不寛容にもなり得るし、対象ごとに寛容の程度も異なり得る。あるものには寛容であっても、別のものに不寛容であることは、個人でも社会でも当然起こることである。

他方、寛容という理念の意義づけや価値判断については、検討すべき差異があるように思われる。キリスト教徒やユダヤ教徒が人頭税を支払うことにより、庇護民としてイスラーム都市社会の周縁部に存在を許容される、というオスマン帝国以来の寛容体制は、近代西欧のリベラルな寛容論に対するアンチテーゼないしオルタナティブとして称揚される一方で、イスラームの明確な優位性を前提とした「不平等の下での共存」であることが批判されてきた⁹⁾。本稿の理解によれば、これが中世的な意味における寛容の本義に他ならない。

理念もまた時代や地域によって異なり得ることは確かである。だが、理念は事実よりも一貫した持続性をもって存在し、明白で切迫した要因が働くことなしにそれが転換されることは少ない。言うまでもなく、理念がそのまま実態に反映されるわけではない。だが、はじめから寛容という理念が存在しなかったり、その価値が肯定されることがなかったりするところでは、寛容が実態として生起することはないだろう。寛容を善とみなせば、困難であってもこれを実現しようとする努力がなされようが、そもそも寛容という理念に肯定的な価値を認めていなければ、そのような努力はなされないからである。

4. モロッコ史からの問いかけ

本年3月に、科研費の研究目的でモロッコを訪問した。イスラーム圏でリベラルアーツ教育を行う大学に滞在し、学内のイスラーム施設などを見学するとともに、ムスリム以外の学生、特にキリ

スト教徒の学生に対する大学の寛容な対応を学ぶことができた。その後、同大学学長の特別の配慮により、イスラーム聖省の許可を得た上で、中世以来の街並みがそのまま保存されている世界遺産都市を訪ねた。同地には、世界最古の大学と言われるカラウィーン・モスクがあるが、通常は異教徒が入ることを許されない内部を案内してもらい、最高位にあるイマームの解説を聞く機会も得た。図書館では、14世紀の哲学者イブン・ハルドゥーンの自筆署名が入った古書や、同時代のアラビア語「ルカ福音書」を見ることもできた。さらに、この地域はローマ時代から宗教の交代と混淆が繰り返されてきたため、その軌跡を近隣のメクネスという町に訪ねた。

モロッコの最盛期は17世紀であったと言われる。当時の支配者は、現在も続くアラウィー朝の第二代スルタンすなわちムーレイ・イスマイル（1645-1727）である。彼は、ヴォルテールの『カ



ンディード』にも登場する人物だが、モロッコを「一面が血の海」にするほどの残虐な暴君として描かれている。カンディードによれば、同帝には五十人の息子がおり、それぞれが党派を作って争い合ったため、「黒人と黒人、黒人と褐色人種、褐色と褐色、混血と混血があい争い、帝国の全土で絶え間なく殺戮がおこなわれて」いた、という描写になっている¹⁰⁾。

もちろん、寛容という精神の成立する余地はないが、それは当時のヨーロッパの君主にも共通している。ちょうど彼と同時代のフランスの太陽王ルイ14世は、1685年にナントの勅令を廃止してプロテスタントへの迫害を強めており、不寛容の実態については、容赦のない殺戮を繰り返したムーレイ・イスマイルとも拮据どころがない。ただし、ここが肝要だが、ルイ14世は、寛容という理念そのものが肯定的な価値づけを有しているこ

とは認識していたはずである。なぜなら、不寛容の政策（フォンテヌブローの勅令）を実行するに際して、その言い訳ないし正当化の努力を示しているからである。

ニューイングランドで起こっていた寛容理念の価値づけの転回は、フランスでも起こっていたようである。ピエール・パールの寛容論（1686年）やヴォルテールの寛容論（1763年）が出るのはその後だが、「寛容にする」（tolérer）というフランス語は、1727年の時点で、異端者をどこまで許容すべきかという問いとして神学者たちの間で「何年か前から頻繁に使用されるようになった」言葉だといわれている¹¹⁾。

今回の発表でわたしが特に取り上げたいのは、当時ではなく現代の認識である。イスマイルは、ヴェルサイユ宮殿を建造したルイ14世のように、自分の領地に偉大な建築物を残して王国の名声を高めようとした。そのような建築事業には、膨大な労働力が必要になる。これを調達するため、彼は陸では強大な騎馬軍隊で周辺勢力を蹴散らして征圧し、海では海賊船を出してキリスト教徒を捕らえては次々に捕虜とした。

そのイスマイルが都に定めたのが、メクネスという町である。町の入り口には、美しいモザイク模様を施された「マンスール門」（Bab el Mansour）がある。この名前には、二通りの由来づけがなされている。一つには、この門を設計したのがイスラームへと改宗した「マンスール」という名のキリスト教徒奴隷だった、という説明である。この門の別名が「マンスール・エル・アルージュ門」（Bab Mansour el Aleuj）すなわち「背教者の門」であるのも、それを裏付けている。いま一つは、mansour がアラビア語で「勝利」を意味するので、キリスト教に対する勝利を祝ってつけられたのだ、とする説明である。どちらの説明にも、不寛容であることに否定的な意義づけは伴っていない。

門の建築材には、近隣のローマ遺跡ヴォルピリスから運び出された大理石が使われ、実際に門が完成したのは1732年、すなわちムーレイ・イスマイルの死後である。ここにも、彼の残虐さを示す

逸話が残っている。完成した門を視察に来たスルタンは、設計者マンスールに「これよりさらに美しく造ることはできたか」と尋ね、マンスールがそれを肯定せざるを得ないように仕向けてから、怒って彼を処刑させたという。記録によれば、門の完成はスルタンの死後5年を経てからなので、この逸話は明らかに事実ではなく、むしろスルタンの残虐さを印象づけるために残されたと思われる。つまり、残虐であること、不寛容であることは、支配者にとって恥ではなく、むしろ賞賛されるべき性質とみなされていることがわかる。



メクネスには、かつて4万人のキリスト教徒奴隷を幽閉したと言われる地下牢がある。その存在は、必ずしも旅行者向けに大きく宣伝されているわけではない。わたしもその地を訪ねるために現地へ向かったが、目的地とおぼしき場所で目に入るのは、「クベット・エル・キヤティン」(Koubbet el Khiyatin)という小さな建物だけである。これもムーレイ・イスマイルが造らせたもので、外国大使との接見や儀式的な謁見に用いられたものであると説明される。この建物自体にはさしたる特徴がない。

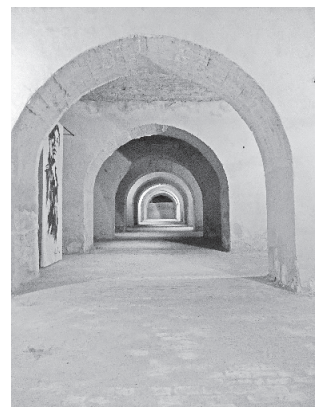
だが、その建物の前には不思議な空間が広がっている。実は、地上ではなく、その地下にこそ広大な建築物があり、この広場はその天井部分にすぎない。建物のすぐ脇にある入り口から階段を降りてゆくと、そこに息を呑むような広い空間が現れる。

言い伝えによれば、これがその巨大なキリスト教徒の地下牢である。地元のガイドに聞くと、

「ハブス・カラ」(Habs Qara) (キリスト教徒の牢獄) という呼び名を教えられる。イスマイルは、自分の壮大な建築計画を実行するために容赦なく使役した囚人たちを収容するために、この地下牢を彼ら自身に造らせた、というのである。

18世紀はじめには、ジョン・ウィンドゥスがイギリス国家の全権特使としてモロッコへ派遣され、イスマイル本人と交渉の末に英国人捕虜を解放させた。ウィンドゥスは、その後多くの版を重ねて広く読まれることになる「モロッコ滞在記」を記したが、そこには彼の地の人びとがいかに残酷であるかがしばしば記録されている¹²⁾。伝説によると、先ほどの外国大使との謁見の間がここに造られたのも、あえて地下から響く奴隷たちの声を外国の大使たちに聞かせ、相手を震え上がらせる効果を狙った、ということである。

中を進むと、この施設が牢獄であったことを示唆するような大きな垂れ幕が随所に掛けられている。いかにも囚われの奴隷というイメージを与えるアートである。往時に想いを馳せ、ひんやりとした空気に身を震わせることになるのだが、今回



報告したいのは、特にこの先である。

実は、歩き回るうちに、次第に疑問が膨らんでくる。囚人や奴隷をつないでおくにはあまりに整然とした美しい造りで、天井も高いからである。天井には所々に小さな天窓が開けられており、そこから食料が投げ込まれたなどと説明されるのだが、囚人を収容しておくためだけに、それほど高い天井やアーチ型の仕切りをもった立派な地下施設を造る必要があったとは思われない。

メクネス市の観光局は、このことについて公式の説明を出していないが、この垂れ幕を設置したのは市の観光局である。観光客はそこで見学料を払い、その見学料を徴収するのも市の職員である。この地下施設に関する唯一の公的機関の発言は、2011年にモロッコ王国文化省が作成した「文化遺産目録」に見いだされる¹³⁾。その説明によると、この建物の元来の機能は、食料の貯蔵であった可能性が高い。戦時には一時的に外国人や囚人を収容する監獄として用いられることがあったとしても、それを主たる目的として作られた、という記述ではない。



メクネス市内には、実はこれとよく似た建物が別のところにもある。「ヘリ・スワニ」(Heri Es Souani) と呼ばれる施設で、こちらは明瞭にムーレイ・イスマイルの穀物倉庫であることが記されている。王宮が所有していた12,000頭もの馬を養う穀物を貯蔵するための倉庫で、ハブス・カラと同じように分厚いアーチ型の壁でいくつもの部屋に分けられており、太陽光の熱を防ぐために窓が小さくなっていることも、構造的に類似している。メクネス市には、近隣の山地から地下水が引

かれている。この地下水は、ヘリ・スワニにもハブス・カラにも通っており、室温が年間を通して常に一定に保たれるように設計されている。土木工事としては巨大かつ綿密なプロジェクトで、膨大な労働力を必要としたに相違ない。

つまり、ハブス・カラの伝説は、観光資源としての魅力を増すために、意図的にその残虐さや不寛容さを強調したものとなっている、というのがわたしの解釈である。かつてこれらの人びとが不寛容であった、というのではない。不寛容であったことは、他の文化にも見られることである。だが、不寛容であることが、今もけっして不名誉なこととは考えられていない、ということである。いやむしろ、さらに言うならば、かつての事実はどうでなかった可能性が高いのに、今は事実以上に残虐さと不寛容を売り物にしている、ということである。

モロッコ社会のイスラーム文化は、地元のベルベル人の歴史とも相まって、独特な特徴を有している。モロッコは、中東を中心とする今日のイスラーム世界分布からすると周辺にあるように見える。だが、ヨーロッパやアメリカの歴史から見ると、モロッコはまさにイスラーム文化との接触に際して使われる「正面玄関」であった。だからヴォルテールをはじめとするフランス知識人も、イスラームというとモロッコをイメージしたのである。シェイクスピアの『オセロ』すなわちムーア人もこの地方の出身だし、アメリカ合衆国を世界で最初に承認したのもモロッコである。その意味で、モロッコは長く西洋世界におけるイスラーム文化の代表的存在であったとすることができる。そのモロッコで、寛容という理念は今日でも肯定的な価値としては広く共有されていない、という可能性がある。われわれはこれをどのように受け止めるべきであろうか。

寛容は、中世ヨーロッパ的な理解がそうであったように、その対象が悪であることを前提にする場合もあり、寛容であること自体に何の価値もなく、むしろ不寛容であることの方に価値がある、と考えられている場合もある。少なくとも、近代以降の自由主義世界に住む者が想定するような徳

(virtue) としての肯定的価値を普遍的なものとして前提することはできない、と考えねばならないだろう。

【註】

- 1) 森本あんり「自由・正統・権威——ピューリタニズムの伝統から現代日本が学び得ること」(学会創立10周年特別記念講演)、『ピューリタニズム研究』10号(2016年)、2-11頁。
- 2) 森本あんり『アメリカ的理念の身体——寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史的実験の軌跡』(創文社、2012年)、第1章「中世的寛容論から見た初期アメリカ社会の政治と宗教」。以下本節「中世的な寛容論」の詳細な議論・文献・註については、同書をご参照いただきたい。
- 3) その例として、H. カメン『寛容思想の系譜』成瀬治訳(平凡社、1967年)、Perez Zagorin, *How the Idea of Religious Toleration Came to the West* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 2003)を挙げておく。詳細な議論は、Alexandra Walsham, *Charitable Hatred: Tolerance and Intolerance in England, 1500-1700* (Manchester, Manchester University Press, 2006)を参照。
- 4) István Bejczy, "Tolerantia: A Medieval Concept," *Journal of the History of Ideas*, 58 (1997), 365, 366, 368.
- 5) トマス・アキナス『神学大全』I-1-93-3 ad 3., I-II-96-2, 101-3 ad 2, II-II-78-1 ad 3.
- 6) 同、II-II-10-8, 10-11, 10-12.
- 7) Increase Mather, "To the Reader" in Samuel Willard, *Ne sutor ultra crepidam. Or Brief animadversions upon the New-England Anabaptists late fallacious narrative; wherein the notorious mistakes and falshoods by them published, are detected* (Boston, 1681), no pagination (Early American Imprints).
- 8) 塩尻和子『イスラームの人間観・世界観——宗教思想の深淵へ』(筑波大学出版会、2008年)、256-258頁。
- 9) 池内恵「イスラーム的共存の可能性と限界——Y. カラダーウィーのイスラーム的寛容論」、『現代宗教』(2002年)、71-100頁を参照。
- 10) ヴォルテール『カンディード』齊藤悦則訳(光文社、2015年)、64頁。
- 11) ヴォルテール『寛容論』齊藤悦則訳(光文社、2016年)、福島清紀による解説、300頁。
- 12) John Windus, *A Journey to Mequinez; The Residence of the Present Emperor of Fez and Morocco.: On the occasion of Commodore Stewart's Embassy thither for the redemption of the British captives in the year 1721* (London, 1725), 129, 187, 192, 195.
- 13) Ministère de la Culture, Royaume du Maroc, IDPCM (Inventaire et Documentation du Patrimoine Culturel du Maroc). http://www.idpc.ma/view/pc_architecture/idpcm:84B?f_id_region=13&f_province=13.061%7CMEKNES&page=6&hpp=20&num=120. Viewed June 28, 2018.